

<参考資料 2>

消防法に基づく方法による引火点、発火点テスト

消防法危険物第4類の試験法に従い、引火点、発火点を測定した。なお、引火点はJIS-K2265（クリーブランド開放式引火点試験）に、発火点はASTM-E659に準じて行った。その結果を以下の表5、図15に示した。

表5 引火点、発火点の測定結果

	引火点	発火点
No. 1	308	388
No. 2	332	400
No. 3	333	415
No. 4	333	411
No. 5	334	418

* 消防法に基づく引火点、発火点

可燃物が燃焼に必要な可燃性蒸気を発生し、火源を近づけると燃え出す最低温度を「引火点」、可燃物を加熱していき火源を近づけなくても燃え出す最低温度を「発火点」という。上記の結果は、加熱ヒーターを用い、温度のみを上げていく方法で測定した結果であるため、火源が近くに存在するガスコンロなどで加熱する場合の発火温度とは異なるものである。

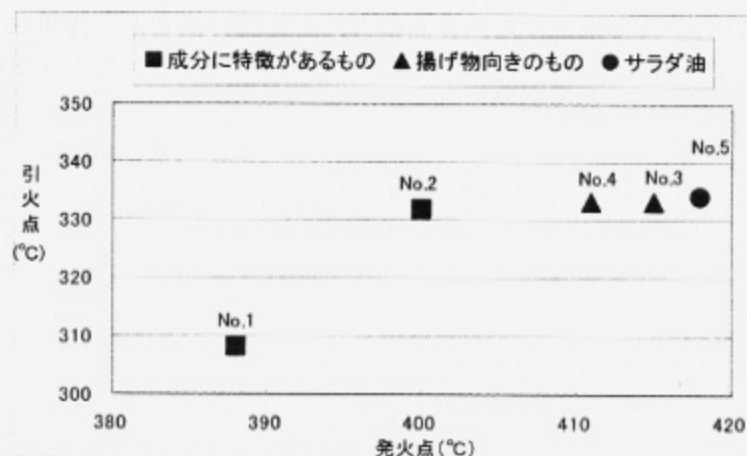


図15 消防法に基づく方法による引火点、発火点